

日永浄化センター維持管理包括的
民間委託履行監視支援業務委託

特記仕様書

令和3年度

四日市市上下水道局

日永浄化センター維持管理包括的民間委託履行監視支援業務委託

特記仕様書

1. 目的

本業務は、四日市市上下水道局が委託契約する下水道施設等（浄化センター、中継ポンプ場、小規模中継ポンプ場、雨水ポンプ場、地下ポンプ場、合流改善用滞水池、その他施設）の維持管理包括的民間委託業務（令和3年7月26日公告「日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託」（以下、「包括委託業務」という。））について、良好な機能維持と共に維持管理の効率化、持続的かつ適切な施設管理が行われるよう、「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン」（公益社団法人日本下水道協会発刊）に準拠し、包括的民間委託業務の契約書、要求水準書、運転管理要項に基づく適切な施設管理の履行を監視することを目的とする。

2. 委託期間

本業務の委託期間は次のとおりとする。

契約締結の日 から 令和9年3月31日まで

3. 業務概要及び対象施設

業務概要は包括委託業務の履行監視業務における支援業務であり、包括委託業務の業務内容については、四日市市上下水道局のホームページに公告されている包括委託業務の契約書、要求水準書、運転管理要項等（以下、「包括業務契約書等」という。）を参照し、業務内容について、履行監視支援業務の受託者として内容を熟知しておくこと。また、維持管理包括的民間委託業務の対象施設を以下に示す。

(1) 終末処理場

発注方式	施設名	現有処理能力	供用開始	排除方式	所在地	備考
性能	日永浄化センター第2系統	35,300m ³ /日	S50	合流式	寿町 2-8	
	日永浄化センター第3系統	32,400m ³ /日	S60	分流式	大字日永 1527-1	
	日永浄化センター第4系統(分水人孔含む)	15,000m ³ /日	H28	分流式	日永二丁目 1360	R6 増設供用開始予定
	日永浄化センター焼却炉	30 t / 日 × 2 炉	1号炉 H18 2号炉 S63	—	寿町 2-8	

(2) 中継ポンプ場

発注方式	施設名	現有処理能力	供用開始	排除方式	所在地	備考
仕様	橋北ポンプ場	雨水ポンプ能力 650m ³ /分 汚水ポンプ能力 69.9m ³ /分	S47	合流式	新浜町 17-45	
	納屋ポンプ場	雨水ポンプ能力 498m ³ /分 汚水ポンプ能力 88.8 m ³ /分	S37	合流式	浜町 5-15	
	阿瀬知ポンプ場	雨水ポンプ能力 629.17m ³ /分 汚水ポンプ能力 86.04m ³ /分	S34	合流式	西末広町 1-17	
	常磐ポンプ場	雨水ポンプ能力 1548m ³ /分 汚水ポンプ能力 45.4m ³ /分	S48	合流式	曙町 28-1	
	常磐ポンプ場 (落合バイパス流入口)		H元	分流式	曙町 25	

(3) 小規模中継ポンプ場

発注方式	施設名	現有処理能力	供用開始	排除方式	所在地	備考
性能	智積汚水中継ポンプ場	ポンプ能力 14.54m ³ /分	H10	分流式	智積町 3199-1	
	高砂ポンプ場	ポンプ能力 3.56m ³ /分	H2	分流式	尾上町 20-4	
	中央ポンプ場 (中央緑地公園内 中央マンホールポンプ場含む)	ポンプ能力 108 m ³ /分	S54	分流式	日永東 1-3-1	
	泊汚水中継ポンプ場	ポンプ能力 4.96m ³ /分	H13	分流式	泊小柳町 2-16	
	采女汚水中継ポンプ場	ポンプ能力 6.00m ³ /分	H19	分流式	采女町 1846	
	南部第1中継ポンプ場	ポンプ能力 6.75m ³ /分	S59	分流式	松泉町 1	
	南部第2中継ポンプ場	ポンプ能力 6.00m ³ /分	H元	分流式	宮東町 2	
	海山道汚水中継ポンプ場	ポンプ能力 5.16 m ³ /分	H元	分流式	海山道町 3-117-2	
仕様	波木中継ポンプ場	ポンプ能力 3.51 m ³ /分	R5	分流式	波木町加登美 800-1	R5 供用開始予定
	川島園中継ポンプ場	ポンプ能力 7.0m ³ /分	S51	分流式	川島町 5930-317	
	磯津中継ポンプ場	ポンプ能力 2.50m ³ /分	H7	分流式	大字塩浜 3053-2	

(4) 雨水ポンプ場

発注方式	施設名	現有処理能力	供用開始	排除方式	所在地	備考
仕様	朝日町ポンプ場	ポンプ能力 688m ³ /分	S26	合流式	西末広町 1-17	
	高砂ポンプ場	ポンプ能力 79.4m ³ /分	H2	分流式	尾上町 20-4	

(5) 地下ポンプ場

発注方式	施設名	現有処理能力	供用開始	排除方式	所在地	備考
仕様	富田浜元地下ポンプ場	ポンプ能力 9.00m ³ /分	S48	分流式	富田浜本町 1760	
	富田浜元第2地下ポンプ場	ポンプ能力 20.0m ³ /分	S57	分流式	富田浜本町 1761	
	富田浜地下ポンプ場	ポンプ能力 20.0m ³ /分	S48	分流式	富田浜町 2266	
	富田浜第2地下ポンプ場	ポンプ能力 20.0m ³ /分	S53	分流式	富田浜町 4-9	
	茂福北村地下ポンプ場	ポンプ能力 25.0m ³ /分	S50	分流式	南富田町 33	
	三滝通り第1地下ポンプ場	ポンプ能力 57.6 m ³ /分	S60	合流式	元新町 6	
	三滝通り第2地下ポンプ場	ポンプ能力 57.6 m ³ /分	S61	合流式	諏訪町 15	
	本町地下ポンプ場	ポンプ能力 24.0m ³ /分	S58	合流式	本町	
	浜田地下ポンプ場	ポンプ能力 65.0m ³ /分	H5	合流式	北浜田町	
	八剣地下ポンプ場	ポンプ能力 80.0m ³ /分	S63	分流式	赤堀 3丁目	
	新正地下ポンプ場	ポンプ能力 2.5m ³ /分 ポンプ能力 40.0m ³ /分	H2 H13	合流式	新正 4丁目 62-1	
	大井の川地下ポンプ場	ポンプ能力 20.0m ³ /分	S49	分流式	大井の川町 1丁目 3844-3	
	塩浜地下道地下ポンプ場	ポンプ能力 1.0m ³ /分	H10	分流式	馳出町 1丁目 53	
	磯津第3地下ポンプ場	ポンプ能力 4.0m ³ /分	H2	分流式	大字塩浜	
	磯津第6地下ポンプ場	ポンプ能力 4.5m ³ /分	S59	分流式	大字塩浜	
	小倉新田地下ポンプ場	ポンプ能力 5.0m ³ /分	H10	分流式	楠町小倉	
	吉崎地下ポンプ場	ポンプ能力 10.0m ³ /分	H3	分流式	楠町吉崎	
富田浜元町2区画地下ポンプ場	ポンプ能力 14.31m ³ /分	H17	分流式	富田浜本町		
仕様	安島地下ポンプ場	ポンプ能力 50.0m ³ /分	H3	合流式	安島 2丁目 5-3	
	納屋運河地下ポンプ場	ポンプ能力 70.0m ³ /分	H25	合流式	尾上町 20-4	

(6) 合流改善用滞水池

発注方式	施設名	現有処理能力	供用開始	排除方式	所在地	備考
仕様	橋北滞水池	貯留量 800m ³	H26	合流式	新浜町	
	納屋滞水池	貯留量 800m ³	H26	合流式	浜町	
	阿瀬知・常磐貯留管排水施設	ポンプ能力 5.6m ³ /分	H26	合流式	北浜田町、十七軒町、 新正	合流貯留施設

(7) その他施設

発注方式	施設名	現有処理能力	供用開始	排除方式	所在地	備考
仕様	諏訪公園雨水調整池	ポンプ能力 65.8m ³ /分	H5	合流式	諏訪栄町 22	
	中央通り貯留管排水施設	ポンプ能力 15.3m ³ /分	H21	合流式	三栄町	雨水貯留施設
	富田二丁目雨水調整池	貯留量 400m ³	H15	分流式	富田 2 丁目	
	富田四丁目雨水調整池	貯留量 654.01m ³	H20	分流式	富田 4 丁目	
	別名六丁目雨水調整池	貯留量 647.46m ³	H21	分流式	別名 6 丁目	
	日永西一丁目雨水調整池	貯留量 845.12m ³	H22	分流式	日永西 1 丁目	
	阿瀬知雨水 1 号幹線排水施設	雨水ポンプ能力 29.79m ³ /分	H19	分流式	朝日町	雨水貯留施設
	浜田通り貯留管排水施設	ポンプ能力 21.2m ³ /分	R4	合流式	昌栄町 90-1	R4 供用開始予定
水と緑のせせらぎ広場		H5	—	東富田町、富田一色町		

4. 業務内容

(1) 業務計画書の確認

包括委託業務の受託者（以下、「包括受託者」という。）が作成し、四日市市（以下、「市」という。）に提出した包括委託業務の業務計画書（以下、「包括業務計画書」という。）の内容を受託者が確認し、包括業務契約書等に適合しているか評価を行うこと。受託者は、包括業務計画書の内容が、包括業務契約書等に適合していない事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて包括受託者に包括業務計画書の修正指示や内容確認を行うこと。

また、受託者は、包括委託業務着手時に包括受託者が市に提出した書類等の確認の補佐を行い、不備がある場合は、市を通じて包括受託者に修正指示や内容確認を行うこと。

(2) 履行監視項目の確認

日永浄化センターほか維持管理包括的民間委託発注支援業務（以下、「発注支援業務」という。）の受託者（以下、「発注支援受託者」という。）が作成し、市に提出した包括委託業務の履行監視項目（以下、「履行監視項目」という。）の内容を受託者が確認し、包括業務契約書等に適合しているか確認を行うこと。受託者は、履行監視項目の内容が、包括業務契約書等に適合していない事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて発注支援受託者に履行監視項目の修正指示や内容確認を行うこと。

(3) 維持管理情報の記録方法の確認

包括受託者は、対象施設の保守点検を適切に履行するため、日本下水道事業団が管理する AMDB に維持管理情報を記録する必要がある。AMDB への維持管理情報の記録は、過年度までの入力方法やストックマネジメントへの維持管理情報の活用を踏まえて適切に記録する必要があることから、包括受託者の記録方法を受託者が確認し、不適切な場合は直接指導して是正を図ること。

(4) 月間・年間業務計画書の確認

1. 年間業務計画書

包括受託者が作成し、市に提出した包括委託業務の年間包括業務計画書の内容を受託者が確認し、包括業務計画書や包括委託業務における前年度までの指摘事項に適合しているか評

価を行うこと。受託者は、年間包括業務計画書の内容が包括業務計画書及び包括委託業務における前年度までの指摘事項に適合していない事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて包括受託者に年間包括業務計画書の修正指示や内容確認を行うこと。

2. 月間業務計画書の確認

包括受託者が作成し、市に提出した包括委託業務の月間包括業務計画書の内容を受託者が確認し、年間包括業務計画書に適合しているか評価を行うこと。受託者は、月間包括業務計画書の内容が年間包括業務計画書に適合していない事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて包括受託者に月間包括業務計画書の修正指示や内容確認を行うこと。

(5) 施設機能の確認及び修繕・点検計画の確認と立案、ストックマネジメント計画の見直し

1. 施設機能の確認

包括受託者は、包括委託業務の契約締結直後に既存施設等の状態確認を実施し、市から提示された対象施設の情報と不一致がある場合は市に報告を行うこと。受託者は、不一致の報告について確認を行い、市と対応を協議すること。

包括受託者が作成し、市に提出する保守点検基準、保守点検計画、年間業務報告書、施設機能確認報告書、点検業務等の業務報告書、AMDBに入力した維持管情報及び定例会議における報告等を受託者が確認し、施設機能の適切な維持の観点及び効率的なストックマネジメントの観点から問題が無いか確認・評価を行い、不適切な事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて包括受託者に修正指示や内容確認を行うこと。なお、上記内容の確認の結果、点検方法や点検結果に疑義が生じた場合は必要に応じて、AM点検やメーカー点検及び保守点検等の各種点検の立会いを行い、各種点検業務が適正に行われているかの確認を行うこと。

また、施設に異常が発生している場合は、ただちに市に報告するとともに、市を通じて包括受託者に対して状態の確認・改善対応を求めること。

2. 修繕計画の立案

包括受託者が提出する修繕・点検計画について、上記の施設機能の確認結果との整合性、金額及び計画の妥当性、修繕内容の確認を行い、不適切な事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて包括受託者に修正指示や内容確認を行うこと。また、包括受託者が提出した修繕・点検計画と、市の修繕計画との整合をとり、施設特性や優先順位を考慮し、計画作成年度から先10年間（計画作成年度を含む）の修繕計画を立案すること。

3. スtockマネジメント計画の見直し

上記の修繕計画と市が策定しているストックマネジメント計画の整合をとり、必要に応じてストックマネジメント計画の見直しを行うこと。なお、既存のストックマネジメント計画を変更する必要がある場合は、関係官公庁及びその他機関への変更申請に必要な資料一式の作成を含む。また、委託者が行う上記の変更申請に同行し、必要に応じて助言を行い、議事録の作成を行うこと。変更申請を行う回数は、本業務期間を通じて1回とし、その回数が増減については受託額変更の対象とする。

(6) 各種業務の提出物、履行状況の確認及び運転管理方法の確認

受託者は、包括受託者が作成し、市に提出した包括委託業務に関する原則としてすべての提出書類及び電子データの内容について、運転管理要求水準の達成状況及び流入基準の確認・評価を行うこと。受託者は、不適切な事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて包括受託者に提出書類の修正指示や内容確認を行うこと。なお、AM点検やメーカー点検及び保守点検等の各種点検業務が、受託者の提出する計画書通りに適正に行われているか、定期的（月1回以上）に立会確認を行うこと。

また、包括受託者の処理場及びポンプ場等の運転管理方法について確認し、施設の運用について、対象施設の特性を考慮した最適な運用方法になるよう、必要に応じて助言を行うこと。

また、包括受託者から提出される効率化方策の提案について、内容や期待される効果を検討し、市へ報告すること。受託者は、不適切な事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて包括受託者に提出書類の修正指示や内容確認を行うこと。

(7) 実費精算項目の確認

1. 小規模修繕業務

包括受託者が行う、小規模修繕業務について、修繕方法の確認及び助言を行い、見積業者及び修繕価格の妥当性の確認を行うこと。受託者は、不適切な事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて包括受託者に修正指示や内容確認を行うこと。

2. ユーティリティ（電気、電話、水道、ガス、薬品、燃料等）の調達及び管理業務

包括受託者が行う、ユーティリティ（電気、電話、水道、ガス、薬品、燃料等）の調達及び管理業務について、見積業者及び価格の妥当性の確認を行うこと。受託者は、不適切な事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて包括受託者に修正指示や内容確認を行うこと。

(8) 定例会議

受託者は、市と包括受託者が月1回開催する定例会議に出席し、包括受託者が作成する定例会議資料及び議事録の内容について確認を行うこと。また、受託者は、施設機能の適切な維持、効率的な運転管理及びストックマネジメントの推進の観点から効果的な助言を行うこと。

(9) 定期モニタリング

受託者は、月1回市が実施する定期モニタリングに同行し、包括委託業務の実施状況を確認・評価を行うこと。

定期モニタリングの実施内容は、包括委託業務要求水準書の内容を踏まえ、市と協議して決定することとし、要求水準書に示す運転管理要求水準の達成状況、及び流入基準の確認を行うこと。

(10) 包括的民間委託の傾向分析及び導入効果検証

受託者は、包括受託者から提出された資料を基に、包括的民間委託の傾向分析及び導入効果検証を行うこと。なお、傾向分析及び導入効果検証については、維持管理の実施状況、保守点検結果の傾向、流入水質や放流水質の傾向、ユーティリティ（電気、電話、水道、ガス、薬品、燃料等）の使用量と費用などについて、多角的に分析及び検証を行うこと。

また、包括的民間委託の傾向分析及び導入効果検証を行うにあたり、包括受託者から提出された資料に不足があった場合、市へ報告し、市を通じて受託者に不足している資料の追加提出及び内容確認を行うこと。

(11) 履行監視報告書の作成

当該月に実施した履行監視の作業内容を報告書としてとりまとめ、提出すること。

(12) 業務完了の評価

包括委託業務の最終年度は、業務完了時に包括受託者が作成し、市に提出した施設機能確認報告書及び包括的業務実施報告書の内容を確認し、不適切な事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて包括受託者に提出書類の修正指示や内容確認を行うこと。

また、これらの提出書類の内容を踏まえ、包括委託業務を実施して得られた効果や改善が必要な事項を整理し、評価を行うこと。

(13) 引継事項の確認・立会

包括受託者が作成し、市に提出した包括委託業務の要求水準書に示す運転管理計画、保全管理計画、その他留意事項を記載した引継書の内容を受託者が確認し、不適切な事項や疑義が生じる事項を市へ報告し、市を通じて受託者に提出書類の修正や内容確認を行うこと。

また、受託者は、包括委託業務の次期包括委託受託者への引継ぎを行う際の打合せや現地確認に立ち会うこと。

5. 成果品

本業務の成果品及び提出部数は、次のとおりとする。なお、成果品の内容（項目、提出方法等）については監督職員の指示に従うこと。また、必要に応じて概要書をつけること。

- ・履行監視業務報告書（毎年度） 2部
※修正指示や助言等を行った場合はその内容に関して、資料を添えて取りまとめること。
※定期モニタリング評価報告書及び包括委託業務評価報告書を添付すること。
※包括的民間委託の傾向分析及び導入効果検証結果報告書を添付すること。
※毎月提出の履行監視業務報告書を取りまとめ、概要書をつけて提出すること。
- ・ストックマネジメント計画の変更申請に必要な資料 一式
- ・報告書等電子データ（CD-R）（毎年度） 一式

6. 支払方法

委託料の支払いは、本仕様書に定められている業務内容に基づいた報告書を確認し、部分払の回数4回以内及び業務完了払いとする。なお、年度毎に業務委託部分完了届を提出すること。

7. 本業務に求める技術者要件

- ・管理技術者：上下水道部門（下水道）の技術士

・照査技術者：上下水道部門（下水道）の技術士

※照査技術者は当該業務の管理技術者を兼ねることはできない。

■日永浄化センター維持管理包括的民間委託履行監視支援業務委託 分担表

段階	実施事項	内容	市	受託者	
契約締結直後	既存施設等の確認	包括受託者から不一致の報告があった場合の確認・対応	※	○	
	業務計画書の確認	実施方針	※	○	
		業務実施体制	※	○	
		安全管理体制	※	○	
		運転管理計画（水質管理、エネルギー管理、ユーティリティ調達管理）	※	○	
		保全管理計画（保守点検、修繕）	※	○	
		施設管理計画	※	○	
		情報管理方法	※	○	
		作業予定表	※	○	
	緊急時への対応	※	○		
業務着手時の提出書類等の確認	業務着手時の提出書類等の確認（業務計画書除く）	○	△		
履行監視項目の確認	包括業務契約書等との整合性の確認	※	○		
履行期間中	業務実施期間中の提出書類等の確認	年間業務計画書	※	○	
		月間業務計画書	※	○	
		企画提案履行状況報告書	※	○	
		保守点検基準及び点検計画	※	○	
		年間業務報告書（業務日誌・月報・年報含む）	※	○	
		施設機能確認報告書（AMDB 記録方法及び入力内容の確認を含む）	※	○	
		修繕・点検計画書の確認	※	○	
		包括受託者による効率化方策の提案内容の確認	※	○	
	各種業務報告の確認	包括委託業務で示す通常時の業務	※	○	
		包括委託業務で示すメーカー点検業務	※	○	
		包括委託業務で示す法定点検業務	※	○	
		包括委託業務で示す小規模修繕業務	※	○	
		包括委託業務で示すユーティリティ（電気、電話、水道、焼却炉用ガス、薬品、燃料等）の調達及び管理業務	※	○	
		包括委託業務で示す非常時の業務	※	○	
	実費精算項目の確認	小規模修繕及びユーティリティ（電気、電話、水道、焼却炉用ガス、薬品、燃料等）の調達及び管理業務における業者選定や価格の妥当性等の確認	※	○	
	履行状況の確認	各種点検業務の立会確認（月1回以上）	※	○	
	運転管理方法の確認	施設特性を考慮した施設運用方法の最適化を目的とした助言	※	○	
	定例会議	定例会議参加（月1回）	○	○	
		定例会議資料および議事録確認	※	○	
	定期モニタリング	実施状況確認（月1回）	○	○	
		運転管理要求水準達成状況及び流入基準の確認	※	○	
	要求水準未達時の対応	運転管理要求水準を満足しない場合の対応	※	○	
	随時モニタリング	通知項目に関する調査（必要に応じて）	※	○	
	運転管理業務委託料の算定	運転管理業務委託料の算定	○	△	
	提出物の確認	包括委託業務にて提出されたすべての提出物の確認	※	○	
	傾向分析・導入効果	包括委託業務における各項目の傾向分析及び導入効果についての検証	※	○	
	修繕計画の立案	包括受託者の修繕計画と市の修繕計画から最適な修繕計画の立案	※	○	
	ストックマネジメント計画の見直し	各種点検結果及び修繕計画に基づいたストックマネジメント計画の見直し（関係官公庁及びその他機関への変更申請含む）	※	○	
	履行監視報告書作成	受託者が実施した履行監視業務を報告書として提出	※	○	
	業務完了時	施設機能確認報告書	施設の状態確認を行い、施設機能確認報告書の内容を確認	※	○
		業務完了時の提出書類等の確認	業務完了時の提出書類等の確認（施設機能確認報告書除く）	○	○
		業務完了時の評価	包括委託業務完了時の全体を通じた評価（概要書作成含む）	※	○
		各種引継対応（立会含む）	運転管理計画引継書の内容確認	※	○
保全管理計画引継書の内容確認			※	○	
	その他引継事項の内容確認	※	○		

○：主体的に対応 「随時モニタリング」について、実測調査を実施する場合は別途業務とする。

△：補佐的な対応（資料整理）

※：内容の確認